

令和7年1月14日
(火曜日)

令和7年 第1回幌延町議会（臨時会）
会議録 第1日目

議 事 日 程

- 開会宣告及び開議宣告
- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 報告第1号 専決処分の報告について
(茂楽橋橋梁補修工事請負契約の変更)
- 5 報告第2号 専決処分の報告について
(医療技術職員住宅建設工事(建築主体工事)請負契約の変更)
- 6 報告第3号 専決処分の報告について
(久喜橋橋梁補修工事請負契約の変更)
- 7 報告第4号 専決処分の報告について
(町道駅前仲通線道路改良工事請負契約の変更)
- 8 議案第1号 町長等の給与に関する条例及び幌延町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第3号 幌延町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び幌延町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第4号 工事請負契約の変更について
(町道幌延北進線道路改良工事)
- 閉会宣告

本日の会議の順序

		開会宣告及び開議宣告	日 程 第 6	報 告 第 3 号
日 程 第 1		会議録署名議員の指名	” 7	報 告 第 4 号
” 2		会 期 の 決 定	” 8	議 案 第 1 号
” 3		諸 般 の 報 告	” 9	議 案 第 2 号
” 4		報 告 第 1 号	” 10	議 案 第 3 号
” 5		報 告 第 2 号	” 11	議 案 第 4 号
				閉 会 宣 言

本

出席議員（7名）

議 長	8 番	西 澤 裕 之
	2 番	佐 藤 忠 志
	3 番	深 澤 博 幸
	4 番	高 橋 秀 之
	5 番	植 村 敦
	6 番	無量谷 隆
	7 番	齋 賀 弘 孝

欠席議員（1名）

1 番	高 橋 秀 明
-----	---------

出席説明員

町 長	野々村 仁
農業委員会会長	小 島 和 博
代表監査委員	成 田 義 弘

副 町 長	岩 川 実 樹
教 育 長	青 木 順 一

総務企画課長	早 坂 敦
総務企画課参事	山 本 基 継
住民生活課長	村 上 貴 紀
産業建設課長	角 山 隆 一
教 育 次 長	伊 藤 一 男
国民健康保険診療所事務長	古 草 勝
農業委員会事務局長	(角 山 隆 一)
選挙管理委員会事務局長	(早 坂 敦)

総務企画課長補佐	渡 邊 智 民
産業建設課長補佐	若 杉 忍

総務企画課総務係長	原 田 太 喜
産業建設課管理係長	植 村 瞭 平

議会事務局出席者

事 務 局 長	岡 田 英 樹
書 記 係 長	藤 田 秀 紀

(10時00分開会)

議長 西澤裕之君

おはようございます。

本日の出席議員は7名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから、令和7年、第1回幌延町議会臨時会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付されているとおりです。

なお、質疑については、本議案に係る事項において行うようお願いいたします。

日程第1「議会録署名議員の指名」を行います。

本日の議会録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において、6番 無量谷 隆 君、7番 齋賀 弘孝 君を指名します。

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日、1月14日、1日にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日に決定しました。

日程第3「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、配付した資料のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第1号「専決処分の報告について」の件を議題とします。

報告第1号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角山隆一君

報告第1号「専決処分の報告について」提案理由を申し上げます。

御報告いたします専決処分は、令和6年第3回幌延町議会臨時会において工事請負契約の締結について議決いただいた「令和6年度施行 茂楽橋橋梁補修工事」について、設計変更により契約の変更を行うもので、地方自治法第180条第1項及び町が指定する専決処分事項の規定に基づき、令和6年12月13日付けで専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げます。

変更の内容につきましては、契約金額5,918万円を設計変更により5,947万7千円に、29万7千円増額するもので、変更の主な理由といたしましては、橋梁高欄基礎部分の補修における補強施工の追加、視線誘導標の設置及び概数で算定しておりましたコンクリート殻等の産業廃棄物処理数量の確定によるものです。

以上、報告第1号「専決処分」いたしました工事請負契約の変更に係る提案理由といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第1号は、報告済みといたします。

日程第5 報告第2号「専決処分の報告について」の件を議題とします。

報告第2号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角山隆一君

報告第2号「専決処分の報告について」提案理由を申し上げます。

御報告いたします専決処分は、令和6年第3回幌延町議会臨時会において工事請負契約の締結について議決いただいた「令和6年度施行 医療技術職員住宅建設工事（建築主体工事）」について、設計変更により契約の変更を行うもので、地方自治法第180条第1項及び町が指定する専決処分事項の規定に基づき、令和6年12月13日付けで専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げます。

変更の内容につきましては、契約金額8,673万5千円を設計変更により8,692万2千円に、18万7千円増額するもので、変更の主な理由といたしましては、概数で算定しておりました外構工事における既設の埋設トラフ撤去に伴うコンクリート殻処理数量確定値が概数を上回ったこと等によるものです。

以上、報告第2号「専決処分」いたしました工事請負契約の変更に係る提案理由といたします。

議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております報告第2号は、報告済みといたします。

日程第6 報告第3号「専決処分の報告について」の件を議題とします。

報告第3号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角山隆一君

報告第3号「専決処分の報告について」提案理由を申し上げます。

御報告いたします専決処分は、令和6年第3回幌延町議会臨時会において工事請負契約の締結について議決いただいた「令和6年度施行 久喜橋橋梁補修工事」について、設計変更により契約の変更を行うもので、地方自治法第180条第1項及び町が指定する専決処分事項の規定に基づき、令和6年12月16日付けで専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げます。

変更の理由につきましては、契約金額5,006万1千円を設計変更により5,002万

8千円に、3万3千円減額するもので、変更の主な理由といたしましては、概数で算定しておりました工事施工に伴い発生するコンクリート殻等の産業廃棄物処分数量確定値が概数を下回ったことによるものです。

以上、報告第3号「専決処分」いたしました工事請負契約の変更に係る提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君
これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております報告第3号は、報告済みといたします。

日程第7 報告第4号「専決処分の報告について」の件を議題とします。

報告第4号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

報告第4号「専決処分の報告について」提案理由を申し上げます。

御報告いたします専決処分は、令和6年第3回幌延町議会臨時会において工事請負契約の締結について議決いただいた「令和6年度施行 町道駅前仲通線道路改良工事」について、設計変更により契約の変更を行うもので、地方自治法第180条第1項及び町が指定する専決処分事項の規定に基づき、令和6年12月23日付けで専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げます。

変更の内容につきましては、契約金額1億48万5千円を設計変更により1億263万円に、214万5千円増額するもので、変更の主な理由といたしましては、概数で算定しておりました工事施工に伴い発生するコンクリート殻等の産業廃棄物処分数量確定値が概数を上回ったことに加え、冬期施工における舗装工事の品質確保を目的に、路面ヒーターを用いた既設路盤の凍結融解等に係る費用を追加したことによるものです。

以上、報告第4号「専決処分」いたしました工事請負契約の変更に係る提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君
これより質疑を行います。

3 番 深 澤 博 幸 君

専決処分だからあんまり言いたくないんですけど、変更後214万5千円、ちょっと数字的にね、大きいなっていう気がするんですけど、説明の中にも冬季のため路面ヒーターを使ったっていう話もあった。これ、先回、私このことについて指摘していますよね。契約段階もっと早めにしてね、この路面ヒーターを使わないように工夫できないのかって質問していますよね。これ何も生かされてないでしょ、これ。この辺のちょっと答弁お願いします。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、契約金額につきましては300万円までは専決処分できるという規定に倣って、今

回、専決処分をしているところです。また、冬期施工に係る御指摘でございますけれども、本路線につきましては、道路改良工事と水道、下水道の工事と複合的に整備している部分がございます。また、契約金額の範ちゅうからいっても議決を要するという部分もあり、工期については十分な施工期間を取っての施行ということで、なるべく早く、この発注は早く、こちらについては前年御指摘いただいたところに基づいて早期発注をしておるところでございます。また、冬期施工に係る路面ヒーターの部分については、北海道の土木積算基準に基づいて、こちらについては路面ヒーターを使用する状況になった場合、工事監督員と協議して、その場合、協議の上で費用を計上するということになっておりますので、当初は積算の内容としては見ておりませんが、今回のような状況になったことを踏まえて、協議の上、計上、増加ということで、今回、契約の変更をしたというところでございます。以上です。

3 番 深 澤 博 幸 君

説明したとおり、そうだろうなって気はするんですけど、これね、当初の予定価格にね、この冬季間の路面ヒーターの部分、添加してね、発注はできなかったのか。

課長言うようにね、210万ったら町民に聞いたらびっくりするよ、これ。10万や20万の話じゃないですよ、これ。最初にね、当初予定額に含めてね、そっから減額するとかね、そういう方法の方が我々としては納得するんですけど、200何万をいきなりさ、300万まで専決処分はあると言いながら、ちょっと金額大きいんじゃないですか、これ。その辺は今後改善する余地はないのか。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問でございますけれども、当初の予定価格には含めておりません。

それについては、先ほど御説明したとおり、路面ヒーターを使用するケースになった場合に監督員と協議して、使用の可否を協議した上で費用を計上するということですので、確かに工事の施工期間から言えば冬季間にもかかっておりますし、当然見るべきであろうという御指摘もでございますけれども、12月に舗装工事の方、今回は行ってありますが、積雪のタイミングなんかによっては、うまく使用しないで施工できることもありますので、あくまで使用する場合に協議の上、計上と。また、費用については稼働した時間数、こちらを提出していただいた上で、積算基準に基づいて算定はいたしますけれども、その費用に対して、契約率、こちらを掛けたようなもので積算しておりますので、出てきたものを全て出すということではなく、そういった内容で、あくまでも発生した場合にその分を精査して出すというような形で考えておりますので、御理解いただければと思います。

3 番 深 澤 博 幸 君

説明は十分理解できるんですよ。できるけど、一般町民から見たらね、おたくら行政がね、こういう金額を提示してくるときに、ちょっと幅ちゅうか、距離感あるじゃないですか、これ。一般家庭でね、何か工事やったときに、いきなりさ、200万何万もね、膨れ上がったらどんな気持ちになりますか、これ。そしてね、これ駅前ですよ。これ、私も何回も通りましたけどね、こんなこと言っていいのかどうか分かんないけど、何かめちゃくちゃな道路にしてたよ。その雪解けの水も含めて。して、一方通行だから片側止めてね、車出入りするときに5分も10分も待たされたんですよ。そんな配慮も足りないね、工事をね、させて

いる行政部局も問題ないですか、これ。

この後、同じ業者がやるとは限らないんですけど、きちっと指導してもらわなかったら、この辺の見解いかがですか。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問でございますけれども、まず一般家庭との比較という部分でいきますと、道路工事につきましてはインフラの整備でございますので、ちょっと費用間の規模っていうものを横並びに考えても、なかなか難しいかなというところがございます。また、繰り返しにはなりますけれども、路面ヒーターを稼働するに当たっては、燃料費、当然、かなり掛かるということで、高騰している部分もありますので、やはり、ちょっと費用を認め、金額的にかさんでるというところは、こちら承知しております。また、工事の施工に関しては、今頂いた御意見、こちらとしても工事の監督については気を付けてはおりますけれども、通行に関しては、あくまで通行者の安全を確保するという部分と、工事の施工を都度止めて通行者の通行に安全を期して配慮するよというふうなことをしていますので、少しお時間、町中の通行に関しては5分、10分というのは、かなり大きい待ち時間かと思えますけれども、安全第一という上での対応ということで御理解いただければと思います。

また、工事施工については厳しい御意見いただきましたので、改めて、こちらとしてもしっかりと監督していきたいというふうに思います。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにごございますか。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

今、質疑と答えの中でちょっと分からない点があったのでお尋ねしますが、出てきた数字を基に積算して今の金額が出たということなんですけれども、路面ヒーター、この金額が出た、数字が出た中身を知りたいと思います。燃料掛かったということなので、燃料、どの程度使ったのか。そのヒーター、レンタルなのか。レンタル代幾らなのか。そして、また、それを余分な作業なので、作業労賃が掛ると思うんで、作業労賃が幾らなのか。200何万掛かった数字の積算の根拠を教えてください。

産業建設課長補佐 若 杉 忍 君

燃料代につきましては、そこまでの数量は求めていませんので、時間を把握しております。

時間については、12月からの施工で7日間使用しております、7時間42分ということで、私どもの方には時間の計上が上がっております。これに基づいて、内容、これと実際の施工写真、日付が合ってるかどうか、そういったところを確認して、内容を精査した上で、今回につきましては、この時間で適正であると判断して、この内容を計上しております。

ちなみに、金額につきましては直接工事費になるんですけども、約18万円ほどとなっております。以上です。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

分かりました。

今、7時間で金額的に18万ということですね。路面ヒーター7時間。時間計算すると、燃料単価、幾らじゃなくて時間で計算するという話だったので、7時間で今18万という回

答があったんですけども、ほかの部分は、この合わない部分は何になるんですか。

産業建設課長補佐 若 杉 忍 君

初めに、変更理由として産業建設課長の方から産業廃棄物の処分ということで変更があったとお伝えしていると思いますけども、アスファルト殻やコンクリート殻の処分、こちらの産廃の数量が大幅に増えた。主にアスファルト殻、駅前仲通線については過去に何度かオーバーレイをして、かなり舗装厚が厚くなっています。この処分を全て行わなければいけないので、その分を処分した関係で、そこについては、すいません、金額はちょっとあれなんですけど、経費込みで190万ほど増額ということになっておりますので、御理解いただければと思います。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております報告第4号は、報告済みといたします。

お諮りします。

この際、日程第8 議案第1号「町長等の給与に関する条例及び幌延町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び、日程第9 議案第2号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」並びに、日程第10 議案第3号「幌延町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び幌延町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の3件は、関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第3号までの3件は、一括議題といたします。

議案第1号から議案第3号までの提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早 坂 敦 君

ただいま一括上程となりました議案第1号「町長等の給与に関する条例及び幌延町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第2号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第3号「幌延町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び幌延町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

令和6年8月8日に国家公務員の給与に関して人事院勧告が行われ、政府は勧告どおり給与関係法案を国会に提出し、12月17日成立、同25日に公布されたことから、本町の関係条例の改正議案を上程するものであります。

勧告の内容といたしましては、民間企業における初任給の動向等を考慮し、大卒初任給で2万4千円、高卒初任給で2万1千円程度の引上げ。また、若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させることを前提として給料表を改定しようとするもので、医療職給料表についても行政職給料表との均衡を基本に改定することとしております。

期末勤勉手当については、民間の賞与の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1月引き上げ、年間支給月数を4.60月とします。なお、支給月数の引き上げに関しては、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分することとします。

寒冷地手当についても、民間との均衡を図るため、支給額を月額11.3%程度引き上げることとしています。なお、令和7年4月から寒冷地手当の支給地域が改正されることとなったため、併せて改正することとしています。

その他、人事院勧告との整合性を取るための所要の改正も併せて行うこととしております。

それでは、議案第1号からご説明しますので、お手元に配布の議案第1号資料の新旧対照表を御覧願います。

1ページ、改正条例の第1条は、町長等の給与に関する条例の一部改正の規定で、期末手当の支給率を引き上げる規定となっており、第4条第2項中、期末手当の支給率100分の225を12月支給分のみ100分の235に改正しようとするものです。

次に、改正条例の第2条では、令和7年度以降の期末手当年間支給率を平準化しようとする改正で、6月分及び12月分の期末手当支給率を100分の230に改正しようとするものです。

次に、2ページの改正条例の第3条及び第4条は、幌延町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の規定で、町長等の給与に関する条例の一部改正と同様の改正となります。

次に、附則ですが、第1項では、この条例の施行期日を公布の日からとし、ただし書きで第2条及び第4条の規定は令和7年4月1日から施行することを規定しています。

第2項では、第1条及び第3条の改正後の手当については、令和6年4月1日から適用することとし、第3項では、改正前の規定に基づいて支給された給与等は、改正後の規定による給与等の内払とみなし、今後その差額分を支給することとしています。

続きまして、議案第2号ですが、お手元に配布の議案第2号資料の新旧対照表を御覧願います。

1ページ、改正条例の第1条は、職員の給与に関する条例の一部改正の規定で、第19条第2項では、期末手当の支給率を引き上げる規定となっており、一般職員の期末手当の支給率100分の122.5を12月支給分のみ100分の127.5に改正しようとするものです。また、第3項では、再任用職員における期末手当分の支給率100分の68.75を12月支給分のみ100分の71.25に改正しようとするものです。

第19条の4第2項第1号では、勤勉手当の支給率を引き上げる規定となっており、一般職員の勤勉手当の支給率100分の102.5を12月支給分のみ100分の107.5に改正しようとするものです。また、第2号では、再任用職員における勤勉手当の支給率10

0分の48.75を12月支給分のみ100分の51.25に改正しようとするものです。

次に、2ページ、第20条第2項では、寒冷地手当の支給率を引き上げる規定となっており、扶養親族のある職員にあっては2万6,380円を2万9,400円に、その他の世帯主である職員にあっては1万4,580円を1万6,200円に、その他の職員にあっては1万340円を1万1,500円に改正しようとするものです。

次に、別表第1「行政職給料表」及び別表第2「医療職給料表」の改正については、民間給与との格差を解消するため、新規採用の初任給と若年層に重点を置き、それぞれの給料額を引き上げる改正となります。

次に、2ページ下段の改正条例の第2条改正は「職員の給与に関する条例」の一部改正の規定で、第9条第2項では、扶養手当を改正する規定となっており、令和8年度から配偶者の扶養手当を廃止するとともに、子供一人当たりの扶養手当1万円を1万3千円に改正しようとするものです。なお、8ページの附則第6項において、扶養手当の改正は2年間で段階的に行うこととしており、令和7年度における配偶者の扶養手当は現行6,500円を3千円に、子供一人当たりの扶養手当は現行1万円を1万1,500円にすることとしています。

資料3ページを御覧ください。

第9条第5項では、扶養手当に関する扶養親族の変更等に伴う届出について、今後は規則で定めることとし、改正前の第10条における届出等の規定は削除することとしています。また、第10条の削除に伴い、第10条の2を第10条に改正することで、条項を整理しております。

第11条では、通勤手当を改正する規定となっており、月額支給限度額の5万5千円を15万円に改正しようとするものです。

次に、5ページ、第17条の2第2項では、管理職員特別勤務手当を改正する規定となっており、臨時又は緊急の必要により深夜帯に勤務した場合の手当支給に関して、現行、深夜帯を午前0時から午前5時としていたものを午後10時から翌日の午前5時までに改正しようとするものです。

6ページ、第19条では、期末手当を改正する規定となっており、令和7年度以降の期末手当年間支給率を平準化しようとする改正で、6月分及び12月分の期末手当支給率を100分の125に、また、第3項では、同様の理由により、再任用職員における6月分及び12月分の期末手当支給率を100分の70にそれぞれ改正しようとするものです。

第19条の4第2項第1号では、勤勉手当を改正する規定となっており、期末手当と同様の理由から、勤勉手当支給率を100分の105に、また、同第2号では、同様の理由により、再任用職員における勤勉手当分支給率を100分の50にそれぞれ改正しようとするものです。

7ページ、第20条第2項では、本町における寒冷地手当の支給地域が1級地から2級地に改定されることに伴い、扶養親族のある職員にあっては2万9,400円を2万6千円に、その他の世帯主である職員にあっては1万6,200円を1万4,500円に、その他の職員にあっては1万1,500円を9,800円に改正しようとするものです。

第20条の2では、再任用職員についての適用除外を改正する規定となっており、従前対象とならなかった住居手当及び寒冷地手当について、令和7年度以降、再任用職員に対しても支給対象にしようとする改正です。

次に、別表第1「行政職給料表」及び別表第2「医療職給料表」の改正については、給与表各級の初号号俸を見直しし、早期昇格時や民間人材等採用時の給与を改善するため、それぞれの給与表を改正しようとするものです。

次に、附則ですが、第1項では、この条例の施行期日を公布の日からとし、ただし書きで第2条の規定並びに附則第4項から第5項までの規定は、令和7年4月1日から施行することとしています。

第2項では、人事院勧告における措置が令和6年度分の内容となっていることから、給料表の改正については、令和6年4月1日に遡及して施行することとしています。

第3項では、第1条の規定により遡及適用となる給料表の改正及び手当率等の改正に伴い、これまで支払い済みである給与等は内払いしていたものとみなし、今後その差額分を支給することとしております。

第4項及び第5項では、改正条例の第2条改正における給与表の改正により、各職員の号俸の切り替えを行う必要があることから、それらの調整について附則別表と併せて規定しています。

第6項は、扶養手当の改正の件で説明したとおりです。

第7項では、本改正条例の施行に関し、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する必要があることから、対象条例の附則第3項、第8項、第9項、第37項及び第39項中の引用条文を改正するものです。

第8項では、本改正条例の施行に関し、必要な経過措置については町長が別に定めることができることを規定しています。

続きまして、議案第3号ですが、お手元に配布の議案第3号資料の新旧対照表を御覧願います。

1ページ、改正条例の第1条は、幌延町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正の規定で、別表第1「行政職給料表」及び別表第2「医療職給料表」の改正については、一般職と同様の理由により、それぞれの給料表を引き上げる改正となります。なお、期末手当率については、一般職員の給与条例から引用することとなっておりますので、一般職員が改正されればフルタイム会計年度任用職員も同様の改正となります。

改正条例の第2条も、フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正で、別表第1「行政職給料表」及び別表第2「医療職給料表」について、職員と同様、給与表各級の初号号俸を見直しし、それぞれの給与表を改正しようとするものです。

次に、2ページ、改正条例の第3条は、幌延町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正の規定で、第8条第1項第2号では、期末手当の支給率を引き上げる規定となっており、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給率100分の68.75を12月支給分のみ100分の71.25に改正しようとするものです。

第8条の2では、勤勉手当の支給率を引き上げる規定となっており、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給率100分の48.75を12月支給分のみ100分の51.25に改正しようとするものです。

次に、3ページの改正条例の第4条も、パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正で、第3条では、昨今の最低賃金の上昇傾向や政府の方針を考慮し、報酬の上限額を引き上げる必要性が認められることから、時間上限額を1,500円から2,250円に、日額上限額を1万2千円から1万7,500円に、月額上限額を25万2千円から36万7,500円にそれぞれ改正しようとするものです。

第8条第1項第2号では、期末手当を改正する規定となっており、令和7年度以降の期末手当年間支給率を平準化しようとする改正で、6月分及び12月分の期末手当支給率を100分の70に改正しようとするものです。

第8条の2第1項第2号では、勤勉手当を改正する規定となっており、期末手当と同様の理由から、勤勉手当支給率を100分の50に改正しようとするものです。

次に、4ページの附則ですが、第1項では、この条例の施行期日を公布の日からとし、ただし書きで第2条及び第4条の規定は令和7年4月1日から施行することとしています。

第2項では、人事院勧告における措置が令和6年度分の内容となっていることから、給料表の改正については、令和6年4月1日に遡及して施行することとしています。

第3項では、第1条及び第3条の規定により、遡及適用となる給料表の改正及び手当率の改正に伴い、これまで支払い済みである給与等は内払いしていたものとみなし、今後その差額分を支給することとしています。

第4項では、本改正条例の施行に関し、必要な事項を町長が別に定めることができることを規定しています。

以上、議案第1号から議案第3号までの提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君
これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第3号の3件は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで、地方自治法第117条の規定による除斥の対象として、高橋秀之君の退場を求めます。

(高橋秀之議員退場)

日程第11 議案第4号「工事請負契約の変更について」の件を議題とします。

議案第4号について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

議案第4号「工事請負契約の変更について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては、令和6年第3回幌延町議会臨時会において、工事請負契約の締結について議決いただいた「令和6年度施行 町道幌延北進線道路改良工事」について、設計変更により工事請負契約を変更する必要性が生じたことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の変更について、提案するものであります。

工事請負契約の変更内容につきましては、契約金額1億2,408万円を設計変更により1億2,720万4千円に、312万4千円増額しようとするもので、変更の主な理由といたしましては、概数で算定しておりました工事施工に伴い発生するアスファルト殻等の産業廃棄物処分数量の確定に加え、冬期施工における舗装工事の品質確保を目的に、路面ヒーターを用いた既設路盤の凍結融解等に係る費用を追加したことによるものです。

以上、議案第4号の提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

3 番 深 澤 博 幸 君

先ほどの質問ともちょっと似ているんですけど、312万4千円、これもいかな金額かなと思うんですけど、先ほど齋賀君が言いました312万4千円の内訳、ヒーターとアスファルト殻の金額だと思うんですけど、これをちょっとお知らせ願いたいと思います。

産業建設課長補佐 若 杉 忍 君

はい、内訳につきましては、産業廃棄物の処分料、アスファルト殻、それからコンクリート殻。本線につきましては道路横断管が4か所ありまして、それらの処分、道路横断管ですので管を360度コンクリートで覆うという形になってまして、その分の処分料が増大したこと、それとアスファルト殻、こちらについても過去に何度もオーバーレイをしていますので、その分で厚くなっております。

路面ヒーターにつきましては、時間でいきますと約52時間を計上しています。期間については10日間ということで、全体で312万4千円増額という内容に計上しております。

以上です。

3 番 深 澤 博 幸 君

私の質問が悪いのかどうか分からないんですけど、アスファルト殻に掛かった費用と、この路面ヒーターに掛かった費用、これちょっと、もう一回、きちんと説明してくださいよ。

産業建設課長補佐 若 杉 忍 君

すいません。ちょっと諸経費とかも含めますのでアスファルト殻だけっていうのは、ちょっとあれなんですけども、アスファルト殻とコンクリート殻、含めまして131万4千円増額と。路面ヒーターにつきましては181万円増額という内容になっております。以上です。

3 番 深 澤 博 幸 君

このヒーターの話も先回もして、さっきのところでも言いましたけど、これ、ヒーターを使わないような工事発注ちゅううのできないですか、これ。まあ、北海道特有ちゅえば特有

なんだけど、10月に雪降るときもあれば12月いっぱい雪降らないときもありますから一概には言えないと思うんですけど、このヒーターだけでも181万も掛かっているんですよ、これ。

もう一つ聞きたいのは、これ、当初ね、1億2,400万で入札で決定していますよね。このときのこの予定価格っていうのは幾らだったのか。それと、このときの一番最初ですよ、2番手の業者さんが幾らだったのか、その辺、ちょっと、お示し願いたいと思います。

議 長 西 澤 裕 之 君
暫時休憩します。

(暫時休憩)

休憩を解いて会議を再開します。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

はい、お時間いただきました。

まず、工事施工のことについてでございますけれども、先ほども同じようなお答えをしたんですけれども、今年度の幌延北進線の施工部分については、管工事も含めての道路改良工事ということで、こちら別発注しておりますけれども、予定して進めておりましたけれども、やはり、同時に施工をするのが、より工事延長も稼げて、工事もスムーズでやれるであろうという形で発注の方考えて進めておりました。工期については越年で設定しておりますが、こちらも契約に関する金額上の議会の議決ありますけれども、昨年、御指摘いただいたように、なるべく早く発注をして、なるべく早く施行できるようにというところで進めておりましたが、今年度につきましては12月に舗装工事を行うような形になったので、また、積雪の状況なんかも鑑みて路面ヒーターを使用することになったと。また、そちらにつきましても、こちらも繰り返しになりますけれども、路面ヒーターの施工については工事監督員と協議の上、必要であるという部分、確認した上で費用を計上したというところでございます。

また、入札の関係でございますけれども、予定価格につきましては1億1,598万円でございまして、第1番目の落札は1億1,280万円、税抜きでございます。2番目が1億1,300万円の入札結果となっております。以上です。

3 番 深 澤 博 幸 君

私は入札の予定価格を聞いたという意味はですね、この312万が請負の変更でね、ここ上がってきて、これ最初の入札の意味ないんじゃないですか、これ。こんなに膨れ上がってくるっちゃうことは。これの金額設計のね、増える額として許容範囲というのはあるんですか、ないんですか、これ。どうでしょう。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問ですけども、その許容範囲という点でいきますと、繰り返しになりますけれども、300万を超える場合は議決いただいた上で契約の変更が成立するというところでございます。また、今回計上しております処分費、こちらについては、やはり、設計段階で本路線のオーバーレイ追加の舗装補修の部分の数量がしっかり、これはなかなかつかめていない部分もありましたので、概数からの実数が増えているというようなところでございます。こちら、路線の性質上と申しますか、やはり地盤の関係なのか、沈んだ分は適宜、直

していっております、今回、本格的に道路改良をしたということになりますので、今まで補修していた分の殻の部分が数量として上積みになったということで、処分量が増えているということでございます。

また、路面ヒーターについては、こちらもすいません、繰り返しになりますが、なるべく早く施行して、使わない状況の上で舗装工事まで持っていきたいというようなことで進めておりましたので、当初の予定価格積算には入れていないと。ただ、今回、路面ヒーターの施工が必要になったということで、先ほど申し上げたように、道の基準に応じてヒーターの稼働時間数における金額を計上し、また、その費用全てを工事請負費に上乘せするのではなく、契約率等々を掛けて新請負契約費を出しますのです、やはり、1番落札、入札率の低いところと言いますか、契約率の低いところの部分を持っていきますので、ここに関しては適切なと言いますか、経済的な契約変更の額になるというふうに認識しております。以上です。

3 番 深 澤 博 幸 君

課長の答弁で大体の理解はできたけど、我々サイドから言わせてもらおうと、最初に取り決めてね、これ、300万、500万って言われたら、議決するたびに値上がりしていったら意味ないんじゃないですか、これ。だから、私聞いたのは許容範囲300万って、さっき言ってたけど、これ300万も400万も、もし上がっていったらどうなるんですか、これ。私たち議会人は即座に賛成なんて言えませんが、これ。町民の税金使って工事やっているんじゃないですか。行政の。それも、いとも簡単にね、経費が掛かるから仕方がないんだみたいな発想でさ、やれると議決どころじゃないですよ、これ。町長、最後にどうですか。

町 長 野々村 仁 君

今、深澤さんがお話をされていること自体も、一般的には分からなくはないと思ってもございます。ただ、今回、この案件が出た分、前年度もそうだったんですけども、拾い出しのときに、それぞれ、横断管なり、それからオーバーレイなりという殻をいつも最後、産廃に出して、きちんとトン数を量ってもらって、金額掛かった分で決定をさせていただいているところがございます。そういうこと自体も読めなかったということも、我々としても、ちょっと落ち度もあったのかなと思ってますけども、その殻の部分に対しては、出た分しか、きちんと測定をされてないですし、それも係数の中でも経費の部分ここに追加をさせていただいたのと、それから、本当に今年も雨がなくて、それぞれ、下水管なり水道管だったり横断管だったりということ、重複した工事を一緒に、先ほども課長からも話したいというふうにやることによって、同時に進行する距離がやれるんですけども、そのときに、こういう雨が多きときには、やっぱり、どうしても最後の仕上げがずれ込んでいくということもあるんだろうということを私どもは考えてございます。それで、実費が、最終的に凍結をした部分を特化してきちんとアスファルトをしないと、次の年にいろんな支障が出てくるので、きちんと掛かった部分については、道単価において、きちんと積算をさせていただきながら、その分を追加として、何でもが、かんでもが増えたから、増やしたんだぞっていう話をしているわけではなく、やっぱり、諸事情が結構ございまして、その中で、こういう報告事項ではなくて、協議をしてもらわなきゃなんない。300も超えたことについて皆さんに御審議をいただいているところでもございます。

やっぱり、時期的にも天候的にも、それから、最初に入札のときの概算を、設計費を作るときにも、その殻の測定とかっていうのは、なかなか難しいことがあり、駅前もそうです、今回はその部分の差額が多かった。だからとって、したら、そのぐらいがあるんだろうとって、大きく膨らんで500万も600万も減額をする査定が本当にいいのか、そういうこと自体も考えてみると、やはり、追加でしっかりとした残量が図られて、掛かった経費がきちっとできる、その追加に、皆さんに協議をしていただいて決める方が、私自身はいいかなと、そのように考えています。

3 番 深 澤 博 幸 君

最後になりますけど、今、町長の答弁の言われたとおり、もう少しね、行政サイドはプロなんですから、我々に計算するっていてもできないんです。積算単価も含めて、もう少しきめ細やかな配慮、試算も含めて新年度予算に取り組んでください。お願いします。

町 長 野々村 仁 君

いつもきめ細やかに、一生懸命、職員は対応していると私自身は信じております。ただ、本当に殻については分かんないんですね。本当に横断管もあそこに4本もあったということ自体もですし、駅前も4回も5回もオーバーレイをして作られていた殻があったり、横断管があったりという、そういう複雑な構図がなかなかきちんと捉えられていなかったということでもございます。

今後、そういうことについても、それぞれ、今は少しずつやった事業自体に、この場所に何があるかっていうことがデジタル化で少しずつ、きちんと調査できてきていますので、今後については、予測をすることの、殻の予測とか、そういうこと自体はできるのかなと思っても、今回の場合の殻の量の多さっていうのは、やっぱり、ちょっと想定外だったということで、それはおわびを申し上げたいと思います。

今後、職員ときちっと協議をしながら、きちんとその評価が良かったかどうか、評価が甘くないかどうかということも含めて、我々とも一生懸命、皆さんにそれぞれ不信感を持たれないような形で進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

6 番 無量谷 隆 君

先ほどの事業もそうなんですけども、一応、アスファルト、あるいはコンクリートの殻と、それに土砂とかいうものが単純に幌延町は処理されて、処分してお金が掛かるってような感じなんですけど、これらについて再利用する考えはないのかということでも聞きたいと思っております。

うちらの方で今やっている農地防災等についても、見ていても再利用がかなり進んでいて、コンクリートの殻が出ない、あるいは利用して、また、再利用しているってような感じなんです。そして、土砂についても一時堆積して利用するというような感じで、捨てることはない、工事やってもない。

今の幌延町は、全て処分して、処分料取られてやっている状況なんですけど、今後の工事としても、町として再利用する考えを持ってほしいなという感じがあるんですけど、その辺

はいかがですか。

産業建設課長補佐 若 杉 忍 君

まず、残土というか、掘削土については処分料は発生しておりません。

町有地に堆積している状態になっておりますので、運搬費は掛かるんですけども、処分費は掛かっておりません。

再利用できないのかということなんですけど、使える土、使えない土、出てきますので、再利用する場合には、必ず試験をしなきゃいけない。割とということちょっとあれなんですけども、地盤の良くない幌延町においては、再試験をしても再利用できないという状況が結構出ています。それを長年置いて、今後、そういうことができるのかどうかというところはあるんですけども、試験に掛かる費用だとか、そういった部分、トータルで考えますと、購入した方が安価になるというところがあります。これは、アスファルトにつきましてもコンクリートにつきましても同様で、必ず再利用する場合には試験が必要になります。そこで掛ける費用、どちらが経済的なのかというところを比較しながらの考え方になると思いますので、そこは全くしてないわけではなくて、比較した上での結果、コンクリート、アスファルトについては処分しますということで、再生材は使ってないということになっております。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

すいません、ちょっと聞き違い、勘違いであれば申し訳なく思いますけど、協議事項などで質問します。

先ほどの路面ヒーターは7時間で18万でした。今回は52時間で181万。これ70時間の間違いじゃないのか。それとも、違いは何なんですか。

産業建設課長補佐 若 杉 忍 君

時間については52時間で、金額については、それぞれ工事に係る諸経費が変わってきます。直接工事費というものがあまして、直接、工事に係る費用に対しての諸経費率が一律ではないので、工事に対する直接工事費が増えれば経費がちょっと割安になるみたいな形で、一定ではないんですよね。だから、単純計算では、すいません、直工のお金が出してないので申し訳ないんですけど、経費含みの、あと、落札率含みの金額になってますので、すいません、ちょっとその細かいところまでは出ていないんですけど、経費によって金額については変わるということになっております。以上です。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第4号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

(高橋秀之議員着席)

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

会議を閉じます。

これにて、令和7年、第1回幌延町議会臨時会を閉会します。

御苦勞様でした。

(11時02分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 西澤裕之

署名議員 6番 無量谷 隆

署名議員 7番 齋賀弘孝

以上、記録する。

書記係長 藤田秀紀